資料４

「大阪府生活環境の保全等に関する条例（騒音・振動分野）に係る苦情および施行

状況調査」の結果について（概要）

１　騒音に係る届出施設について

1. 届出施設の実態

過去３年間（平成29年度～令和元年度）の設置届出、苦情の状況を別表１に示す。

○設置届出が多かった施設

・冷凍機及び空調機（クーリングタワーを有せず、室外機に圧縮機又は送風機を有　するものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のもの）（2,195件）

・イ以外の空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が3.7kW以上のもの）（181件）

○苦情が多かった施設

　　　　　・その他の用に供する粉砕機（破砕機及び摩砕機を含む）（13件）

　　　　　・冷凍機及び空調機（クーリングタワーを有せず、室外機に圧縮機又は送風機を有するものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のもの）（12件）

　　　 ○過去３年間に設置届出及び苦情がなかった施設

　　　　　・「製管機械」など22種類（表中、※を付している施設）

1. 市町村からの意見　　　　※[　]内の数字は市町村数を示す。
   1. 二、イ　空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
   2. 二、ロ　イ以外の空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が3.7kW以上のものに限る。)

「届出件数は多いが、苦情はほぼなし。屋内に設置する場合には届出の必要はないと考える。」[１]

* 1. 「過去３年、苦情の原因にならなかった届出施設は、平成６年の府条例制定時と比較して状況が変化したのであれば、削除することが妥当であると考える。」[１]

２　振動に係る届出施設について

1. 届出施設の実態

過去３年間の設置届出、苦情の状況を別表２に示す。

○設置届出が多かった施設

・圧縮機（原動機の定格出力が7.5kW以上のもの）（45件）

・せん断機（原動機の定格出力が1kW以上のもの）（10件）

○苦情があった施設

・「平削盤」（2件）など５種類

○過去３年間に設置届出及び苦情がなかった施設

・「ベンディングマシン」など10種類（表中、※を付している施設）

1. 市町村からの意見

特になし。

３　騒音・振動に係る特定建設作業について

1. 届出及び苦情の実態

過去３年間の実施届出及び苦情の状況を表１に示す。

表１　過去３年間の特定建設作業の実施届出状況及び建設作業に係る苦情発生状況

【騒音】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 番号 | 特定建設作業の種類 | 届出件数 | 苦情件数 |
| 騒音規制法・条例 | １ | くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打ちくい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。） | 18 | 10 |
| ２ | びょう打機を使用する作業 | 0 | 0 |
| ３ | さく岩機を使用する作業（注１） | 367 | 299 |
| ４ | 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。） | 197 | 18 |
| ５ | コンクリートプラント（混錬機の混錬容量が0.45ｍ3以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混錬機の混錬重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。） | 1 | 0 |
| ６ | バックホウ（原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業（注２） | 592 | 14 |
| ７ | トラクターショベル（原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業（注２） | 13 | 9 |
| ８ | ブルドーザー（原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業（注２）を使用する作業 | 31 | 1 |
| 条例 | ９ | ６、７又は８に規定する作業以外のショベル系掘削機械（原動機の定格出力が20kW以上のものに限る。）、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業 | 49,637 | 732 |
| 10 | コンクリートカッターを使用する作業（注１） | 7,976 | 11 |
| 11 | 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 | 1 | 0 |
|  |  | 条例対象外の建設作業による苦情 |  | 1,119 |
|  |  | 建設作業場における原因不明による苦情 |  | 86 |

【振動】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 番号 | 特定建設作業の種類 | 届出件数 | 苦情件数 |
| 振動規制法・条例 | １ | くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 | 17 | 67 |
| ２ | 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 | 0 | 0 |
| ３ | 舗装版破砕機を使用する作業（注１） | 7 | 0 |
| ４ | ブレーカー（手持ち式のものを除く。）を使用する作業（注１） | 254 | 162 |
| 条例 | ５ | ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械（原動機の定格出力が20kWを超えるものに限る。）を使用する作業 | 49,637 | 334 |
|  |  | 条例対象外の建設作業による苦情 |  | 434 |
|  |  | 建設作業場における原因不明による苦情 |  | 23 |

備考：（注１）作業地点が連続的に移動する作業にあっては、１日における当該作業に係る２地点間の最大距離が50ｍを超えない作業に限る。

（注２）一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものをして騒音規制法施行令別表第２の規定により環境大臣が指定するもの（国土交通省が低騒音型建設機械として指定したものが該当する。）を使用する作業を除く。

1. 市町村からの意見（ショベル系掘削機のアタッチメントに係る意見については、４に示す。）
   1. 【騒音】２　びょう打機を使用する作業

「届出の実態なし。」[１]

* 1. 【騒音】７　トラクターショベルを使用する作業

「届出の実態なし。」[１]

* 1. 【騒音・振動】９　６、７又は８に規定する作業以外のショベル系掘削機械、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業

「苦情の発生原因になる機械は中型以上のものであるため、20kWの基準を引き上げても良いと考える。」[１]

* 1. 【騒音・振動】11　鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業

「届出の実態なし。」[４]

* 1. 【騒音】条例対象外の建設作業

「建設時に使用するガンタッカーの苦情が多い。」[１]

* 1. 【騒音・振動】「過去３年、苦情の原因にならなかった建設作業は、平成６年の府条例制定時と比較して状況が変化したのであれば、削除することが妥当であると考える。」[１]

４　ショベル系掘削機械のアタッチメント別の苦情について

1. 規制対象外のアタッチメントによる苦情の実態

苦情が多いアタッチメント（過去３年間の苦情件数の合計が10件以上のものを抽出）について、表２に示す。

表２　過去３年間の苦情が10件以上の規制対象外のアタッチメント

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| アタッチメントの種類 | 苦情件数 | アタッチメントの種類 | 苦情件数 |
| スケルトンバケット | 153 | 油圧クラッシャー | 131 |
| つかみ | 68 | 油圧カッター | 26 |

1. 市町村からの意見
2. スケルトンバケット

「苦情が多い。」[２]

1. ふるい作業

「スケルトンバケットを使用したふるい作業はアームと建設機械によるがたつき音が大きく、周辺の生活環境を損なうおそれが大きい。」[１]

1. 油圧クラッシャー

「苦情が多い。」[１]

1. つかみ

「苦情が多い。」[１]、「騒音のレベルが高く、届出の実績あり。」[１]

「苦情件数は不明であるが、つかみ機や破砕機は使用頻度も高く、建築物の解体時に発生する騒音レベルも高いため､特定建設作業届出の対象として検討する必要があると考える。」[１]

1. 排土板

「バケット使用のバックホウではあるが、バックホウの使用方法が排土板による整地作業であり、主な騒音発生源がバックホウの移動音であった。」[１]

1. 「アタッチメントによっては規制対象外となるが、騒音の生じる作業には変わらないため、アタッチメントの種類に関わらず規制できるようにする。」[１]
2. 「低騒音型のバックホウを使用して、掘削ではなく、届出対象外のアタッチメントを付けての苦情が多い。届出は受け付けてはいるが、ほとんどが届出対象外のアタッチメント使用。」[１]
3. 「ショベル系掘削機の規制対象外アタッチメントでも騒音が大きい。」[１]

５　カラオケ規制に係る苦情について

1. 苦情の実態

過去３年間の苦情件数が多い施設の上位３位を表３に、苦情原因を表４に示す。

表３　過去３年間の苦情件数が多い施設（上位３位）

|  |  |
| --- | --- |
| 施設の種類 | 苦情件数 |
| カラオケスナック | 280 |
| その他の事業場に設置のカラオケ | 121 |
| カラオケボックス | 16 |

表４　過去３年間の苦情原因について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 苦情原因 | | 苦情件数 |
| 機器使用 | 規制時間内(23:00-06:00)  規制時間外(06:00-23:00) | 248  12 |
| 音響機器 | 使用制限対象  使用制限対象外 | 205  25 |
| 人の声 | 人の歌声(電気機器を使用)  客が騒ぐ声など | 38  17 |

1. 市町村からの意見

特になし。

６　深夜営業規制に係る苦情について

1. 苦情の実態

過去３年間の苦情件数が多い施設の上位３位を表５に示す。なお、規制対象外で、過去３年間の苦情件数の合計が10件以上の事業場はなかった。

表５　規制対象の事業場において、過去３年間の苦情が多い施設（上位３位）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設の種類 | アンケートに基づく苦情件数 | 大阪府が受け付けた  苦情件数※ | 府内合計 |
| カラオケ営業 | 52 | 3 | 55 |
| 飲食店営業 | 40 | 12 | 52 |
| 資材置場の搬出入作業 | 9 | 1 | 10 |

※大阪府が管轄する市町村：大阪市、吹田市、富田林市、和泉市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、島本町、田尻町、千早赤阪村

1. 市町村からの意見

特になし

７　その他事業場に係る騒音・振動苦情について

1. 苦情の実態

その他の事業場（カラオケ・深夜営業に係るものを除く届出対象外の事業場）において、過去３年の苦情件数合計が多い苦情原因の上位３位を表６に示す。

表６　その他事業場において、過去３年間の苦情件数合計が多い苦情原因（上位３位）

【騒音】

|  |  |
| --- | --- |
| 苦情の原因 | 苦情件数 |
| 届出対象外の機器施設が発する騒音 | 307 |
| 呼び込み、客の騒ぎ声など人の声によるもの（カラオケ規制対象を除く） | 184 |
| 拡声機（スピーカ含む）使用によるもの | 127 |

【振動】

|  |  |
| --- | --- |
| 苦情の原因 | 苦情件数 |
| 届出対象外の機器施設が発する振動（空調機を除く） | 28 |
| 空調機による振動 | 3 |
| ダンス、フィットネスクラブ等人による振動  集会所など、人が集まることで生じる振動（上記に当たるものを除く） | 各2 |

1. 市町村からの意見
2. 【騒音】「教育施設（保育所含む）から発生する人の声については除外対象としてよいのではないか（特に未就学児童については声の大きさを制御することが難しい）。」[１]

振動については特に意見なし。

８　日常生活における騒音・振動に係る苦情状況について

1. 苦情の実態

過去３年間の苦情件数の合計が多い苦情原因の上位３位を表７に示す。

表７　過去３年間において多い苦情の原因（上位３位）

|  |  |
| --- | --- |
| 苦情の原因 | 苦情件数 |
| 一般住居(マンション等を含む)の騒音 | 190 |
| ペットによる騒音 | 62 |
| 地域の慣習としての祭りの音 | 32 |

1. 市町村からの意見

特になし

９　低周波音に係る苦情状況について

1. 苦情の実態

過去３年間の苦情件数の合計が多い苦情の内容の上位３位を表８に示す。

表８　過去３年間の苦情件数の合計が多い苦情の内容（上位３位）

|  |  |
| --- | --- |
| 苦情の内容 | 苦情件数 |
| 生活騒音 | 29 |
| その他事業場（項目７に該当する事業場）より発生 | 8 |
| 届出工場等より発生 | 7 |

1. 市町村からの意見
   1. 「環境省の通知では生活騒音における低周波音においても行政が対応することを示しているが、現行法令での根拠・規制基準はなく、他の生活騒音（可聴音）との区別が難しくなるため、低周波音においても通常の生活騒音同様、個人間での解決を求めるべきである。」[１]

１０　その他

1. 法と条例の規制の重複について

本条例制定当時（平成６年）の騒音規制法及び振動規制法は、電気工作物やガス工作物に係る特定施設（7.5㎾以上の送風機など）のみを設置する特定工場等に対する規制を電気事業法やガス事業法に委ねていたため、当該施設以外から発生する騒音・振動に対して勧告や命令ができなかった。このため、条例の規制対象としてきたが、平成12年の騒音規制法及び振動規制法の改正に伴い、当該施設に限らず特定工場等から発生する騒音振動に対して法に基づく勧告や命令ができるようになり、規制基準の適用や届出事務について法と条例の規制が重複している状況になっている（なお、平成12年に条例施行規則を改正し、勧告や命令に係る事務は、条例の規定から削除している）。

該当する工場等数と過去３年間の届出件数を表９に示す。

表９　上記に該当する工場等数と府条例に基づく過去３年間の届出件数

|  |  |
| --- | --- |
| 該当する工場等数 | 過去３年間の届出件数 |
| 15 | 0 |